

かんそうしん保証付「住宅ローン 型」

項 目	条 件 等									
1 コー ス 名	給与所得者優遇コース	基本コース	替え換えコース							
2 貸 出 期 間	(1) 新築物件 35年以内 (2) 中古物件(借り換え資金の対象物件含む。) イ 築後10年未満の物件(マンション含む。) 35年以内 ロ 築後10年以上の戸建て住宅 25年以内(ただし、借地権物件は「20年-築後経過年数」以内とします。) ハ 築後10年以上のマンション 「45年-築後経過年数」以内 (3) 土地のみの購入 20年以内(基本コースに限る。)									
3 貸 出 金 額	100万円以上7,000万円以下 (10万円単位)	100万円以上1億円以下(10万円単位) ただし、土地のみ購入の場合は7,000万円以内、 無指定地域は5,000万円以内とします。 ただし、担保価格超過保証の特例を利用される方は、 担保価格+1,000万円が上限	100万円以上7,000万円以下 (10万円単位)							
4 貸 出 利 率	<table border="1"> <tr> <td>旧 固 定 金 利 型</td> <td rowspan="6">当行所定の貸出利率</td> </tr> <tr> <td>旧 変 動 金 利 型</td> </tr> <tr> <td>新 ・ 変 動 金 利 型</td> </tr> <tr> <td>固定金利選択型(3年)</td> </tr> <tr> <td>固定金利選択型(5年)</td> </tr> <tr> <td>固定金利選択型(10年)</td> </tr> </table>		旧 固 定 金 利 型	当行所定の貸出利率	旧 変 動 金 利 型	新 ・ 変 動 金 利 型	固定金利選択型(3年)	固定金利選択型(5年)	固定金利選択型(10年)	三大疾病特約付団信ご加入の方は、当行所定金利に0.3%上乗せさせていただきます。
旧 固 定 金 利 型	当行所定の貸出利率									
旧 変 動 金 利 型										
新 ・ 変 動 金 利 型										
固定金利選択型(3年)										
固定金利選択型(5年)										
固定金利選択型(10年)										
5 借入基本資格	(1) 申込時満20歳以上満70歳未満、完済時満82歳未満の方 (2) 安定した収入が継続して得られる職業・職種先である方 自営業者の方は、原則として2期連続赤字または債務超過でない方 (3) 勤務地・居住地(購入物件含む。)のいずれかが営業区域内の方 (4) 団体信用生命保険に加入できる方 (5) 事前照会回答が「可」である方									
6 コース別借入資格	借入基本資格を全て満たし、さらに次の条件を全て満たす方 (1) 現勤務先での勤続年数または営業年数原則5年以上の給与所得者、開業医・弁護士・公認会計士・税理士等有資格者、上場クラス(地	借入基本資格を全て満たし、さらに次の条件を全て満たす方 (1) 前年度の税込年収が200万円以上の方 (自営業の方は過去3年間の平均収入でも200万円以上)	借入基本資格を全て満たし、さらに次の条件を全て満たす方 (1) 現勤務先での勤続年数または営業年数原則5年以上の給与所得者、開業医・弁護士・公認会計士・税理士等有資格者、上場クラス企業							

	<p>場優良取引先を含む。)企業の役員</p> <p>(2) 案件が借換を伴う場合は、現借入先での返済実績が5年あり、借換時点で延滞がなく、2年以内の約定返済に恒常的約定延滞および月越し延滞がない方</p> <p>(3) 前年度の税込年収が300万円以上の方 (国家資格をもって開業している方および上場クラス企業の役員の方の場合は、過去3年間の平均収入でも300万円以上)</p>	<p>(2) 勤続年数1年以上または営業年数3年以上の方</p> <p>(3) 原則として所定の自己資金を有している方</p> <p>(4) 担保価格超過保証の特例を利用される方 勤続年数3年、自営業者の方は、営業5年以上で、原則として既取引先であり、2期連続赤字または債務超過でない方</p>	<p>の役員</p> <p>(2) 案件が借換を伴う場合は、現借入先での返済実績が5年あり、借換時点で延滞がなく、2年以内の約定返済に恒常的約定延滞および月越し延滞がない方</p> <p>(3) 前年度の税込年収が400万円以上の方 (国家資格をもって開業している方および上場クラス企業の役員の方の場合は、過去3年間の平均収入でも400万円以上)</p>																						
7 返済比率	<p>年間総収入に対する年間返済額(他の借入金の返済額も含みます。)の割合は次表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 収</th> <th>年間返済額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400万円未満</td> <td>30%以内</td> </tr> <tr> <td>400万円以上 500万円未満</td> <td>35%以内</td> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td>40%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 返済方法が「元金均等返済」の場合は、当初1年間の元利合計返済額を年間返済額とします。</p> <p>(注2) 年収合算はできません。</p>	年 収	年間返済額の割合	400万円未満	30%以内	400万円以上 500万円未満	35%以内	500万円以上	40%以内	<p>年間総収入に対する年間返済額(他の借入金の返済額も含みます。)の割合は次表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 収</th> <th>年間返済額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円未満</td> <td>25%以内</td> </tr> <tr> <td>300万円以上 400万円未満</td> <td>35%以内</td> </tr> <tr> <td>400万円以上</td> <td>40%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 返済方法が「元金均等返済」の場合は、当初1年間の元利合計返済額を年間返済額とします。</p> <p>(注2) 自営業の方は、前年度年収または3か年平均の低い年収で判定します。</p> <p>(注3) 年収には、継続的に返済にあたる同居家族に限り、その年収の2分の1を限度に合算を認めます。</p>	年 収	年間返済額の割合	300万円未満	25%以内	300万円以上 400万円未満	35%以内	400万円以上	40%以内	<p>年間総収入に対する年間返済額(他の借入金の返済額も含みます。)の割合は次表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 収</th> <th>年間返済額の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円未満</td> <td>25%以内</td> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td>30%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 返済方法が「元金均等返済」の場合は、当初1年間の元利合計返済額を年間返済額とします。</p> <p>(注2) 年収合算はできません。</p>	年 収	年間返済額の割合	500万円未満	25%以内	500万円以上	30%以内
年 収	年間返済額の割合																								
400万円未満	30%以内																								
400万円以上 500万円未満	35%以内																								
500万円以上	40%以内																								
年 収	年間返済額の割合																								
300万円未満	25%以内																								
300万円以上 400万円未満	35%以内																								
400万円以上	40%以内																								
年 収	年間返済額の割合																								
500万円未満	25%以内																								
500万円以上	30%以内																								
8 資金使途	<p>本人またはその家族が居住するための次の土地建物の取得資金(付帯費用を含む。)</p> <p>(1) 新築・増改築資金</p> <p>(2) 土地付建物・マンション購入資金(中古物件購入を含む)</p> <p>(3) 住宅取得に係る借入金の借り換え資金 ただし、土地のみ、二軒目住宅、借地権の一戸建住宅、連棟式住宅、別荘・リゾートマンション資金、農家分家住宅は原則できません。</p>	<p>本人またはその家族が居住するための次の土地建物の取得資金</p> <p>(1) 新築・増改築資金</p> <p>(2) 土地付建物・マンション購入資金(中古物件購入を含む)</p> <p>(3) 土地購入資金</p> <p>(4) 住宅取得に係る借入金の借り換え資金</p> <p>(5) 別荘・リゾートマンション購入資金 ただし、担保価格超過保証の特例を利用され</p>	<p>(1) 公的住宅資金および民間住宅ローンの借り換え資金(自行・他行とも)(付帯費用を含む。)</p> <p>(2) 住み替え資金(現居住物件の売却条件)</p> <p>(3) 建て替え資金</p> <p>(4) 借換先 住金等、銀行、信金、労金、生損保 ただし、土地のみ、二軒目住宅、借地権の一戸建住宅、農家住宅、分家住宅、連棟式住宅、別荘・リゾートマンション資金等の物件に係る資金はできません。</p>																						

		る場合は、土地のみ、二軒目住宅、借地権の一戸建住宅、連棟式住宅、別荘・リゾートマンション資金、農家分家住宅は原則できません。	
9 担保評価	<p>新築資金および新築時同時に購入する土地資金 売価×100%以内 (売価にはオプション費用・諸費用・消費税を含みます。)</p> <p>住宅・マンションの購入資金 売価×100% 増改築資金 担保評価額×100%+請負契約金額の50% 借り換え資金 担保評価額×100%</p>	<p>(1) 住宅用土地 評価額×原則80%以内 (無指定地域 評価額×70%以内)</p> <p>(2) 建物 イ 一戸建(新築・中古) 評価額×80%以内 ロ マンション(ファミリータイプ) 新築・中古 中古は土地持分所有・築後15年未満かつ査定機関価格のあるもの。 評価額×80%以内 上記以外の中古マンション 評価額×70%以内 ハ マンション(ワルムタイプ) 新築 評価額×70%以内 中古 評価額×60%以内 借地権物件 評価額×60%以内 ニ 別荘(新築)・リゾートマンション(中古) 評価額×50%以内 リゾートマンション(新築) 評価額×60%以内</p> <p>(3) 担保価格超過保証の特例を利用される方 担保価格 + 1,000万円が上限</p>	<p>次のいずれか低い金額 評価額×原則200%以内 (評価額×80%)+2,000万円</p>
10 担保	原則かんそうしんが第1順位の(根)抵当権を設定します。(住宅公庫等のみ先順位を認めます。)		
11 保証人	<p>原則として不要です。(保証会社の保証をご利用いただきます。)</p> <p>(1) 担保提供者 (2) 返済比率判定における年収合算者 (3) その他保証応諾にあたり条件とした方</p>	<p>ただし、次に該当する場合は連帯保証人とさせていただきます。</p> <p>(1) 担保提供者 (2) 返済比率判定における年収合算者 (3) その他保証応諾にあたり条件とした方</p>	<p>原則として不要です。(保証会社の保証をご利用いただきます。)</p> <p>ただし、次に該当する場合は連帯保証人とさせていただきます。</p> <p>(1) 原則として信用部分が1,000万円を超える場合、配偶者 (2) 借り換え対象債務の連帯債務者、連帯保証人 (3) 給与所得者優遇コース・基本コースに準じる場合</p>

12 返済方法	(1) 毎月元利均等返済(元金に利息を加えた一定金額を毎月返済) (2) 毎月元金均等返済(毎月一定の元金(100円単位)で返済し、利息は前払) (1)(2)ボーナス時加算返済併用可能(お借入金額の50%以内で6か月ごと)														
13 返済試算額の入手方法	窓口でお申出いただければ試算いたします。														
14 保証会社	(株)かんそうしん														
15 保証料	年率0.2%相当 ただし、返済負担率が20%以下の方は年率0.15%相当とします。	年率0.2%相当 ただし、担保価格超過保証の特例を利用する方は 担保価格内 基準保証料(年率0.2%相当) 担保価格超 割増保証料(年率0.6%相当)	年率0.2%相当												
16 住宅ローン事務取扱手数料	31,500円(消費税込) 実行時に徴収させていただきます。 次のいずれかに該当する場合は無料といたします。 お借入金額が100万円未満 お借入期間が36ヶ月未満														
17 保証取扱手数料	42,000円(消費税込) 実行時に徴収させていただきます。		52,500円(消費税込) 実行時に徴収させていただきます。												
18 返済条件変更等の手数料	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>1件</td> <td>5,250円</td> <td>金利引下げ</td> <td>1件</td> <td>5,250円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td>1件</td> <td>5,250円</td> <td>利率決定方式の変更</td> <td>1件</td> <td>5,250円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(消費税込)</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合は無料といたします。 お借入金額が100万円未満 お借入日からのご返済期間が36ヶ月未満</p> <p>(2) 一部繰上返済において、一部繰上返済金額が100万円以上の場合は、一部繰上返済手数料を無料といたします。</p>			全額繰上返済	1件	5,250円	金利引下げ	1件	5,250円	一部繰上返済	1件	5,250円	利率決定方式の変更	1件	5,250円
全額繰上返済	1件	5,250円	金利引下げ	1件	5,250円										
一部繰上返済	1件	5,250円	利率決定方式の変更	1件	5,250円										
19 金利情報の入手方法	金利情報は窓口でお問い合わせください。														